

教育委員会 10月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和6年10月1日（火）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香 委 員 加藤 千恵 委 員 鈴木 紹陶武
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長 駒田 一幸 教 育 政 策 課 長 谷口 壘 学 校 教 育 課 長 杉江 圭司 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 淳 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 都志雄 図 書 館 長 吉村 きみ まちづくり協働課長 井上 紀和 参事兼スポーツ課長 田口 浩一 文 化 課 長 川原 知佐栄
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造 教育政策課企画係主事 梶原 史帆
傍 聴 人 数	0名
開 会 時 刻	午後2時00分
閉 会 時 刻	午後3時00分

<新委員あいさつ>

令和6年10月1日付けで就任した加藤千恵委員、鈴木紹陶武委員から挨拶があった。

<前回会議録の確認>

9月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

<議事内容>

1 瀬戸市教育委員会教育長職務代理者の指名について

- ・令和6年10月1日付けで加藤千春委員を職務代理者に指名したことの報告があった。
- ・加藤千春委員から職務代理者就任の挨拶があった。

2 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、6件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料P1）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、4件の実績報告があったことの報告があった。
（教育政策課長 資料P2）

(3) 菱野団地における学校再編に係る新小学校の校名選定について

- ・令和 8 年開校予定の新小学校名について、「みつば小学校」を選定したことの報告があった。
(教育政策課長 資料 P3)

(4) 第28回図書館まっりの開催について

- ・読書週間に合わせて10月27日から11月9日に開催される図書館まつりについて報告があった。
(図書館長 資料P4)

(5) 市民スポーツデーについて

- ・10月14日に開催される市民スポーツデーについて報告があった。
(参事兼スポーツ課長 別添資料)

3 議 案

第 3 1 号議案 瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

- ・瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則を一部改正することについて説明があった。
(教育政策課長 資料 P5～6)

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 3 2 号議案

- ・瀬戸市教育委員会決裁規定を一部改正することについて説明があった。
(教育政策課長 資料 P7)

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 3 3 号議案 瀬戸市教育委員会公告式規則の一部改正について

- ・瀬戸市教育委員会公告式規則を一部改正することについて説明があった。
(教育政策課長 資料 P8～9)

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 3 4 号議案 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

- ・瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止することについて説明があった。
(まちづくり協働課長 資料 P10)

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 3 5 号議案 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

- ・瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を制定することについて説明があった。
(まちづくり協働課長 資料 P11～16)

加藤委員	12 ページ以降にある新しい瀬戸市公民館の設置および管理に関する条例施行規則の案というのは、廃止することになった 34 号議案の教育委員会の公民館の設置および管理に関する条例施行規則と何が違うかをご説明いただきたいのですがお願いします。
まちづくり協働課長	変更点につきましては、今まで教育委員会により定められていた事項が市長に変わるということになります。変更点につきましては以上でございます。
加藤委員	要するに公民館の設置および管理に関する事務が令和 7 年 4 月 1 日から、市長部局に移るということで、先ほど第 34 号議案、従来の教育委員会の規則は、今年度末をもって廃止するということになり、新たに新年度令和 7 年 4 月 1 日からこの第 35 号議案の市長部局の条例施行規則が制定されるが、従来の教育委員会の事務としてあった公民館の設置および管理に関する事柄については、基本的事項の規則を市長部局が定めるに当たっては、法律で教育委員会と協議しなければならないと定められているので、今回その協議を受けて、この 35 号議案を提出したということによろしいですね。
まちづくり協働課長	お見込みのとおりです。

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 3 6 号議案 瀬戸市文化財保護条例施行規則の廃止について

- ・瀬戸市文化財保護条例施行規則を廃止することについて説明があった。
(文化課長 資料 P17)

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 3 7 号議案 瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則の廃止について

- ・瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則を廃止することについて説明があった。
(参事兼スポーツ課長 資料 P18)

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

4 そ の 他

(1) 日程について（資料 P19）

- ・令和 6 年 11 月定例教育委員会は 11 月 14 日（木）14:00 から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。
- ・令和 6 年 12 月定例教育委員会は 12 月 19 日（木）14:00 から開催することの報告があった。

(2) 教育委員会から市長部局への事務移管について

(質疑応答)

加藤委員	今日提出された議案というのは、第 33 号議案を除くと、説明にもありましたように令和 7 年 4 月 1 日から公民館の設置管理、文化や文化財保護、それからスポーツに関する事務の所管が、従来教育委員会であったものが市長部局に移るということで、関連する教育委員会規則の廃止、教育委員会と協議しなくてはならない市長部局の規則制定についての議案、そういった事務移管に伴うものでしたけれども、その中でもスポーツに関する事務についてです。先ほど来説明された、いわゆる事務の特例に関する条例では、スポーツについては学校体育を移管することを除いて、令和 7 年度から市長部局に移管すると条例を定めています。であるならば、例えば学校体育施設の開放に関する規則、定光寺野外活動センターに関する規則は学校体育ではないと思いますので、事務の所管が市長部局に移り、関連する教育委員会規則も今年度中に廃止されるというのが適当ではないかと思います。今日は他の関係規則の廃止が議題となっていますが、この学校体育施設の開放に関する規則や定光寺野外活動センターに関する規則が議案となっていないということは、来年度以降もこれらの事務は、引き続き教育委員会所管の事務として残り、これまで通りスポーツ課が補助執行という形で事務を行うのかというのがまず 1 点です。もう 1 点は、もしそうだとすると、条例ではスポーツに関することは学校体育に関するものを除き市長部局に移すということになっていますが、私は学校体育施設の開放事務とか定光寺野外活動センターに関する事務は、学校体育に関するものに該当しないと思います。仮に教育委員会所管の事務として継続するということであるならば、その理由は何かというこの 2 点についてお尋ねいたします。
教育政策課長	2 点のご質問いただきました学校体育施設の開放および定光寺野外活動センターに関する事務につきましては、ご質問いただきました通り、職務権限の特例に関する条例が施行される令和 7 年度以降も、引き続き教育委員会所管の事務といたしまして、今後締結を予定している補助執行に関する協定におきまして、スポーツ課に補助執行する予定でございます。また 2 つ目のご質問につきましては、二つの事務が教育委員会の所管する学校体育に関するものに該当しないのではないかとということですが、まず学校体育施設の開放につきましては、事業の目的を瀬戸市立小学校および中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲内において開放することにより、スポーツの振興と総合型地域スポーツクラブの活動を支援することとしておりまして、事業目的はスポーツに関することとなりますけれども、業務内容といたしましては、学校施設の貸し出しが主であることや学校施設の管理責任は学校長、教育委員会であることなどに鑑みまして、教育委員会の所管事務としているところでございます。次に、定光寺野外活動センターにつきましては、こちらは教育施設でございまして、学校教育での利用を優先する中で、一般の方にも貸し出すという運用を現在行っておりますことから、教育委員会の所管事務としているところでございます。

加藤委員	学校体育施設の開放については、手元に規則を持ち合わせてないですけども、学校長は責任を負わないものとするといった規定があったかと思います。そうすると、学校施設を使う、開放する理由は先ほど説明があったように、市民のスポーツ振興、スポーツへの触れ合いのために学校施設を使うというだけであり、現に補助執行をスポーツ課がやっているということが、スポーツの振興が主な理由であることを示しており、教育とは関係が薄いと思うのですが、そちらについてお尋ねいたします。規則は例規集が見られるようであれば、見ていただければと思います。
参事兼スポーツ課長	例規上では、学校の校長は開放施設の開放に関し、一切の責任を負わないものとする規定されておりますので、こちらにつきましては学校長の責任は一切ないと、委員のご指摘の通りでございます。
加藤委員	あえて規則で定めているように学校施設の開放というのは、学校教育と切り離し施設を使わせてもらうという、市の教育施設の目的外使用のような形で行われているということなので、あえて教育委員会の事務とする必要はないのではないかと思いますのですが、どのようにお考えでしょうか。
参事兼スポーツ課長	委員がおっしゃる通りの部分もあります。この条例制定の際に弁護士の方にも相談をいたしまして、基本的に学校開放自体は教育委員会ではないという見方もありますが、他市の事例を見ますと特例に移ってない自治体が多いということ、現段階では補助執行で事業を実施した方がいいだろうという弁護士相談の結果を受けまして、このような形となっております。委員がおっしゃった通り、今後検討を進めまして詳細な理由が出た場合は、またご相談をする形になると思います。
加藤委員	他の自治体のやり方が間違っているとは考えられないでしょうか。弁護士からの説明ですと、教育委員会の事務ではないというふうにおっしゃっているということがあり、ただし他の自治体は、そのようにやってないというだけで、他の自治体のやり方が誤っているという可能性もあるかと思います。本来補助執行の場合、責任は教育委員会にあると思うのですが、瀬戸市の場合、実態として補助執行業務はほとんど補助執行部局が全て対応しています。一例を挙げれば、議会の審議も教育費でありながら、厚生文教委員会では審議されていないですね。ですから、まちづくり協働課の事務であればまちづくり協働課の所管の委員会、スポーツ課や文化課であればそれぞれ本来業務を所管する委員会で行われているわけですから、教育委員会の事務が補助執行をすると、責任の所在が曖昧で中途半端な形になると思います。4月から行うということは、条例を改正する必要はなく規則を変えるだけで移すことが可能です。まだ年度は半分ありますので、見直すことは十分できると思うのですがどのようにお考えでしょうか。
教育政策課長	先ほど地域振興部参事からのお話もありましたが、改めて規則を見ますと、管理責任について第5条を読み上げますと第1項は、開放中の開放施設の管理は瀬戸市立学校管理規則第6章の規定にかかわらず、教育委員会が行うものとし、その管理責任は、同委員会に帰属するものとするとうございます。第2項は開放施設の学校の校長は、開放施設の開放に関し、一切の責任を負わないものとするとうございますので、スポーツ開放の施設管理につきましては、教育委員会組織に属するという認識でございます。
加藤委員	現行の規則はそうですが、スポーツの所管を教育委員会から市長部局に移すので、そ

	れに伴い、その第1項の学校管理規則に基づいて教育委員会が管理するという部分を改正して、スポーツ課が学校施設を活用する窓口になればよいのではないかと思います。現状そう行われていて、教育委員会の組織の中でスポーツ開放の事務に関与している実態があればともかく、ないのであれば、規則等を整備して実態と規則を合わせるという手続きを行うだけのことではないかと思うのですが、現在学校体育施設の開放で、教育委員会で学校教育課あるいは教育政策課が、実質的に何か関与しているのでしょうか。
教育部長	事務手続きの面で言うと委員のおっしゃられるとおり、スポーツ課が地域の団体とやりとりをしております。今回の条例制定に向け職務権限の特例とする事務の範囲を定めるにあたり、基本的に移管可能な項目のすべてを市長部局へ移管する前提で、庁内検討を進めてまいりました。その中で質問ございました学校開放と、野外活動センターについて引き続き教育委員会の事務とするとした理由は、今課長からも申し上げた通り、まずはその管理者が教育委員会であるという点があります。基本的に学校開放は学校の行事がないときに地域の方に使っていただくという進め方であり、使用の大元が学校にあるというようなことも考慮して、教育委員会事務としたものでございます。
加藤委員	次に定光寺野外活動センターについては先ほどの説明ですと、この施設のメインの目的は学校教育に使用するということですが、学校の利用は常に行われるわけではないので、その合間に一般の方にも貸し出して利用に供しているということであり、あくまでメインが学校教育のための施設なので、事務を移管せずに教育委員会の所管事務のまま、補助執行という形を継続するという説明だと理解してよろしいですか。
教育政策課長	委員のおっしゃるようなことで我々も認識をいたしております。
加藤委員	であるとすると、現状学校の利用状況というのは年間どのぐらいでしょうか。瀬戸市内の全小中学校が年間1回は定光寺野外活動センターを遠足その他で使うというような実態があるのでしょうか。そうであるならば利用は相当数あると思います。詳細な数字がないのであれば、例えば全学校が使うといった形であれば学校がメインかなという気がしないでもないですけども、ほとんど学校の利用がないとすると、先ほどの説明は事実と反すると思うのですがいかがでしょうか。
学校教育課主幹	今年度は5月から9月にかけてほぼ全ての小学校が野外活動センターで野外活動を行っています。ただし中学校につきましては、小学校でここを体験していますので、違う地域や他県へ行っている学校があります。
加藤委員	その小学校の利用というのは特定の学年、例えば5年生は全クラス利用するというような形態なのか、そうではなく全学年が1回は行くということなのか、その辺はいかがでしょうか。
学校教育課主幹	現在のところ、ほぼ小学校5年生が野外活動で出かけている状況です。他の学年は校外学習等で他の地域に行っており、野外活動センターの活用ということを考えると、5年生が主に使っているという状況です。
加藤委員	そうすると、瀬戸市の小学生は大体6,000人ぐらいでしょうか。単純に6で割って、年間1,000人ぐらいの小学生が学校教育活動の一環として定光寺野外活動センターを

	使っているということであり、それが学校教育をメインに置いた定光寺野外活動センターの状況だということですね。先ほどの説明だと、定光寺野外活動センターは来年度も教育委員会所管の事務に残す予定であり、それは定光寺野外活動センターというのは学校教育が主で、空いているところを一般の利用に供しているというお答えだったと思います。全校の小学校の5年生、単純計算で年間大体1,000人ぐらいの小学生が学校教育の一環として利用している実態があり、その1,000人の利用をもって、定光寺野外活動センターは学校教育の利用が主なものであるということを示している、そういう認識だということによろしいですか。
教育政策課長	その通りでございます。繰り返しになりますけれども、この定光寺野外活動センターにつきましては教育施設でございまして、これまでも小学校の子供たちが利用しているという状況もございます。先ほど加藤主幹からも話がありましたけれども、この学校教育での利用を優先するという中で、空いている日程を一般の方にも貸し出すというような運用を行っておりますことから、教育委員会の所管事務ということで認識をしているところでございます。
加藤委員	定光寺野外活動センターの令和5年度の利用人数の総数はどのぐらいでしょうか。
参事兼スポーツ課長	現在人数のデータを持ち合わせておりませんので、後日でよろしいでしょうか。
加藤委員	小学校利用数の1,000人が概ね正しいとするならば、実態は圧倒的に一般利用の方が多く、おそらく数倍の利用ではないかと思います。これをあえて補助執行として残さないといけない不都合な点、教育委員会に残すメリットがあるのでしょうか。
教育部長	条例の制定にあたり、野外活動センターを市長部局とするか、引き続き補助執行とするか庁内で議論し整理したところです。施設開設当初は、条例にもあるように教育施設ということでスタートしておりますが、当時から比べれば子供の利用が減ってきたというのは確かです。この施設を地域振興施設とする方針や方向性、例えば、市長部局において野外活動センターを教育施設でなくアウトドアスポーツ等のための施設として活用していくかどうかについては、今後の市のまちづくりの方針によって変わってきますので、現時点ではこれまでどおり教育委員会の事務として令和7年4月を迎えるという結論に至ったところでございます。
加藤委員	スポーツ施設で言うと、体育館やその他のプール、そういったものは全て瀬戸市の場合は元々教育委員会の施設ではなく市長部局の施設です。今回だと移管される中に、市の体育館やその他のグラウンド等色々なスポーツ施設は書いてありません。定光寺野外活動センターというのは教育施設という面もちろんあると思いますが、キャンプ等のアウトドアスポーツのための施設になっているというのが実態だと思います。すぐには申しませんが、これで検討を終了というのではなく、先ほどの学校体育施設の開放ともあわせ、条例に沿った取り扱いとはどういったものか、何が正しいのかということを継続して検討していただき、必要となれば市長部局への移管をぜひ検討していただきたいと思います。
安井委員	定光寺野外活動センターは私自身も子供のときに行きました。話が少しずれるかもしれませんが学校で野外活動と言って思い浮かべるのは、瀬戸市の子はみんな定光寺です。教育施設であるから行かせられるという安心感がやはりあります。最近定光寺の

	方を通った際に、オフシーズンの定光寺は人気がなくだいぶ寂れた感じになっていましたが、それが地域の方々たちが利用することで、また新しく綺麗に生まれ変わるといっているのであればそれも有りだとは思いますが、ただし、学校の野外活動で使う以上は、教育委員会が関わっている教育施設というのは、保護者にとってはやはり安心感が違うと話を聞いていて感じました。検討が必要だとは思いますが、一意見としてご検討ください。
稲垣委員	加藤千春委員からの指摘を受け、まず学校開放の目的という意味で言えば、地域のスポーツ振興という部分がありますので、それ自体は確かに学校体育とは関係ないという考え方は十分できると思います。しかしながら、先ほど教育部長からのお話にもあった通り、施設管理の責任の所在が現在教育委員会になっているというのは、やはり教育委員会、学校として、体育館を管理運営することが、子供の体育で適切に使われるために重要なことだということになるので、開放において誰かがそこで怪我をして責任を負わないというところで切ったとしても、施設管理という意味では学校体育とは切り離せないと考えられ、私はどちらかといえばこの開放に関しては、子供の体育をスムーズに行うために、教育委員会で保持しておいた方がいいのではと思っています。これも一意見ですので、どちらと決めつけるのではなく、条例に沿って、運営としてどうなのかというところを含めて改めて検討いただければと思います。
教育長	野外活動センターは教育施設という話がありましたが、例えば教育施設ではアルコール類は飲んではいけないことになっています。これが外れますと、アルコールの提供は可能ということになります。加えて、利用実態の話がありましたが、現状は先ほど学校教育課主幹が申し上げましたように、瀬戸市立の小学校の日程を最優先に決めていただき、その空いたところを他市町の小学校、中学校や高等学校あるいは少年団等々に、宿泊等でご利用いただいているというのが実態です。今回所管から外れますと小学校の日程を最優先というのは難しい場合が出てくるのではないかと思います。
事務局	令和5年度の実態について5月定例会で報告がありましたので、申し上げます。定光寺野外活動センターの総利用者数ですけれども、年間で大体10,000人程度の方にご利用いただいております。内訳についてはキャンプの人数が2,800人ほど、デイキャンプが1,000人、その他利用が1,800人、個人利用が4,800人でおおよそ合計が10,000人という実態でした。

教育長 加藤 正幸